

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（水源地域整備事業）					
地区名	きたしたらくん とよねむら とみやま 北設楽郡 豊根村 富山 地区					
事業箇所	きたしたらくんとよねむらとみやま 北設楽郡豊根村富山 地内					
事業のあらまし	<p>本地区は、本県の北東部、天竜川水系の支流である一級河川漆島川の上流域に位置し、当地区から流下する水は佐久間ダムに通じており、佐久間ダムより導水される豊川用水が下流の上水及び農地の水利用に供されるなど、重要な水源地域を形成している。また、豊根村簡易水道富山浄水場は事業地内の押出沢を水源とし、富山地区に給水が行われている。</p> <p>地形は起伏に富み、地質は深成岩と変成岩が分布し、風化が進むと崩壊しやすい地質が大部分を占めていることから、台風等の降雨により不安定な土砂礫が堆積するなど、荒廃した溪流及び山地が多い。また、間伐の遅れから森林が過密となり、下層植生が衰退した荒廃森林が多い。</p> <p>このため、森林の有する公益的機能である水源涵養機能や土砂災害防止機能の向上を図るため、荒廃した溪流については治山ダムを、山腹については土留工を施工した。さらに、間伐が遅れ荒廃した森林については、森林整備（本数調整伐）を行った。また、地形が急峻であり工事車両や人員の進入が困難なため、作業車道を整備し事業の進捗を図った。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>森林の有する水源涵養機能や土砂災害防止機能の向上を図る。</p> <p>1) 荒廃した溪流に治山ダムを整備し、溪流の侵食防止と不安定土砂礫の安定を図る。</p> <p>2) 荒廃した山腹に土留工を整備し、山腹の安定を図る。</p> <p>3) 荒廃した森林に本数調整伐を実施し、下層植生の回復を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	5.9 億円		■工事費 5.5 億円、□用補費 億円、■その他 0.4 億円			
事業期間	採択年度	2010 年度	着工年度	2011 年度	完成年度	2019 年度
事業内容	治山ダム 17 個、土留工 4 個、本数調整伐 87.12ha、作業車道 1,536.9m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>1) 荒廃した溪流に治山ダム 17 個を整備したことで、溪流の安定が図られ下流への土砂流出を防止することができた。</p> <p>2) 荒廃した山腹に土留工 4 個を整備したことで、山腹の安定を図ることができた。</p> <p>3) 荒廃した森林に対して本数調整伐を 87.1ha 実施したことで、森林内の光環境が改善し、下層植生の回復を図ることができた。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>当地区の整備により、森林の有する水源涵養機能や土砂災害防止機能を向上させることができたため、事業目標を達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

②事業効果の 発現状況	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】				
			事前評価時 (2010)	実績 (2019)	備考
	事業期間		2011～2015	2011～2019	4年延長
	事業費	工事費	4.5億円	5.5億円	1.0億円増
		用地補償費	—	—	—
		その他	0.4億円	0.4億円	—
		合計	4.9億円	5.9億円	1.0億円増
	効果の 算定要因	治山ダムによる 保全面積	36.79ha	29.93ha	6.86ha減
		土留工による 保全面積	0.27ha	0.27ha	—
		森林整備による 保全面積	105.60ha	87.12ha	18.48ha減
	【事業期間に対する評価】 岩盤が多く作業が難航するなどの理由で事業期間を4年間延長したが、やむを得ないものであった。				
	【事業費に対する評価】 1.0億円増加したが、概ね計画どおりの事業費で完了することができた。				
	【効果の算定要因に対する評価】 事業を実施することで、荒廃森林の整備及び荒廃森林の下流域が保全されたことから、事業効果は概ね計画どおり達成されている。				
③事業実施による環境の変化	事業完了後の調査の結果、治山施設の機能が十分に発揮されており、治山施設及びその周辺区域において、森林の有する機能が向上し、林内の環境は改善されている。				
Ⅲ 対応方針（案）					
今後の事後評価の必要性	事業目標の達成状況、事業効果の発現状況については、概ね計画どおりに事業を実施することができ、事業効果も発現している。また、事業実施による環境の変化については、林内の環境は改善されているため、今後の事後評価は不要である。				
改善措置の必要性	事業目標が概ね計画どおりに達成されているため、改善措置は不要である。				
同種事業に反映すべき事項	作業車道が事業の進捗に寄与するとともに、事業完了後は施設の維持管理や新規事業に活用されている。奥地など地形条件が厳しい事業箇所について作業車道の開設と継続的な利用を検討する。				
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見					
北設楽郡豊根村富山地区の対応方針(案) [改善措置等必要なし] を了承する。					
Ⅴ 対応方針					
改善措置等必要なし。					